障害者権利委員会

ノルウェーの初回報告に関する事前質問事項[[1]](#footnote-1)

CRPD/C/NOR/Q/1

２０１８年１０月１日公表

日本障害フォーラム（JDF）による仮訳

1. 目的及び一般的義務（第1条～第4条）

一般的義務（第4条）

1. 以下に関する情報を委員会に提供してください。
   1. 国内法及び公共政策を再検討し、条約と一致させるために講じられた方策
   2. 種族的、宗教的、言語的又は性的少数派に属する人を含む障害のある人の団体との、条約の実施を目的とした法令及び政策の策定と監視に関する有意義な協議のために、国、県及び市町村レベルで設立された仕組みと利用可能な人材及び財源
   3. 地方裁判所、県知事及び最高裁判所に提起された訴訟において条約が援用されたことがある、障害のある人に対する差別事案
   4. 条約の選択議定書の批准に向けて講じられている措置と所要期間
2. 特定の権利（第5条～第30条）

平等及び無差別（第5条）

1. 以下のために講じられている方策について、委員会に情報を提供してください。
   1. 平等の促進、障害に関連した差別の防止及び説明責任の確保に向けた、新たな男女平等・反差別法によるものを含む、平等・反差別オンブッド（Equality and Anti-Discrimination Ombud）と反差別審判所（Anti-Discrimination Tribunal）の義務の強化
   2. 持続可能な開発目標ターゲット10.2及び10.3に基づく、障害、年齢、性別、民族、宗教、言語、出自、国籍、移民であること、インターセックスであるという特性、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とした複合的かつ交差的な差別の防止と撤廃

障害のある女子（第6条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. すべての政策、計画及びその他の方策が、障害のある女性の権利を促進するものであり、条約を踏まえた、かつ、委員会の一般的意見第3号（2016年）を考慮したものであることを確保するために実施されている戦略
   2. 権利所有者としての障害のある女性と少女の地位向上のために講じられている方策

障害のある児童（第7条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 移民又は難民の親を持つ子ども及び一時収容施設に入所している子どもを含む障害のある子どもの権利を、法律と政策において十分に考慮するために設けられた仕組み
   2. 児童の権利委員会による勧告（CRC/C/NOR/CO/4パラグラフ23）に従うために講じられている方策
   3. 障害のある子ども及び障害のある子どもを代表する団体との、教育法（Education Act）並びに患者権利法（Patients’ Rights s Act）を含む、彼らに関連のある法令の採択と実施に関する協議

意識の向上（第8条）

1. 裁判所並びに刑務所の職員、法執行官、サービス提供者及び障害のある人自身の、条約に基づく障害のある人の権利に関する意識を向上させるために講じられている方策について、情報を提供してください。学校及びメディア等で、インターセックスであること、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とするものを含む、生活のあらゆる側面における障害のある人に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行を修正し、これらに対処するために講じられている措置についても、情報を提供してください。

施設及びサービス等の利用の容易さ〔訳注：以下、アクセシビリティ〕（第9条）

1. あらゆるレベルにおける国家ユニバーサルデザイン開発計画（National Development Programme for Universal Design）（2009～2013）と現在適用されている計画について、所要期間と利用可能な財源を含む最新の情報を提供して下さい。アクセシビリティ基準を監視する仕組みと違反に対して適用され得る罰則を示してください。
2. 国内の反差別法を、2016年10月26日付の公共機関のウェブサイト及びモバイルアプリケーションのアクセシビリティに関するEU指令2016/2102と一致させるために、また、この過程において障害者団体と協議するために、計画又は実施された方策に関する情報を、委員会に提供してください。公的部門及び民間部門におけるアクセシビリティ指標導入の促進のためにとられたイニシアティブ及び／又は作成されたガイドラインについても、情報を提供してください。

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

1. 障害者団体との協議により開発された災害リスク軽減戦略と、障害のある人のさまざまな集団に対するこれらの戦略の適用可能性に関する情報を提供してください。

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

1. 条約第12条の解釈宣言を撤回するために締約国によって講じられている措置と、障害のある人の法的能力についての権利に関する意識向上のために講じられている方策に関連した情報を提供してください。また、以下のことも示してください。
   1. 心理社会的障害又は知的障害のある人を対象としたものを含む、代替的意思決定制度を支援付き意思決定制度へと置き換えるためのイニシアティブと、後見を受けている人の数を減らし、支援付き意思決定による代替制度に置き換えるためのイニシアティブ
   2. 条約批准後、引き続き全面後見又は部分後見を受けている人と法的能力を完全に回復した人に関する、性別、年齢及び機能障害によって分類された統計
   3. 障害者団体との協力により、後見法発効後に後見人を対象に作成された、法律の前における完全な人間としての障害のある人の権利に関するガイドライン、研修計画及び意識向上計画に関する情報
   4. 違反があった場合に適用され得る制裁措置の監督手続と、後見人によって下された決定に異論のある障害のある人や近親者が利用可能な救済策

司法手続の利用の機会（第13条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 持続可能な開発のための2030アジェンダターゲット16.3に従い、障害のある人、特に実際に心理社会的機能障害又は知的機能障害がある人若しくはこれらの障害があると認識されている人が、手続上の合理的配慮の提供によるものを含む司法制度へのアクセスを保障されることを確保するために講じられている措置
   2. あらゆる事案において、無料の法律扶助が提供され（CCPR/C/NOR/CO/6 パラグラフ29）、法律扶助法において、教育及び保健・ケアサービスへのアクセスが優先されることを確保するために講じられている方策

身体の自由及び安全（第14条）、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

1. 第14条の解釈宣言を撤回するために締約国によって講じられている措置と、精神保健法（Mental Health Act）と第15条（1）との一致を確保するために2016年の法改正を通じて進められてきたことについて、同意の表明に多様で非従来的な意思伝達方法を必要とする「精神障害」のある人に関するものも含めて、委員会に情報を提供してください。また、以下に関する情報も提供してください。
   1. 実際の心理社会的機能障害又は心理社会的機能障害があるという認識に基づいた強制入院及び施設収容を含む拘束を許可する法律並びに慣行を撤廃するために講じられている措置
   2. 特に市町村保健・ケアサービス法（Municipal Health and Care Services Act）における、障害を理由とした実力行使と強制措置を禁止するために講じられている法的措置及びその他の措置と、知的障害のある人を含む障害のある人の、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いからの自由の権利を保護し、保障するために講じられている法的措置及びその他の措置
   3. いかなる医療も事情を知らされた上での当事者の自由な同意を基礎とすることを確保し、障害のある人が電気けいれん療法及び措置入院などの強制医療を受けることがないよう保護するために講じられている方策（E/C.12/NOR/CO/5　パラグラフ19及びCAT/C/NOR/CO/8パラグラフ22）。この点に関して、何らかの監視と再検討の仕組みが設置されたか否かを示してください。また、電気けいれん療法が原因で生じた損傷の種類に関する男女別データも提供してください。
   4. 障害のある人によって表明される意思、尊厳及び選好を尊重した、ピアサポートを含む個別の在宅サービス、居住サービス及び地域に根ざしたサービスを提供するために講じられている方策

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

1. 障害のある人、特に障害のある女性と少女に対する搾取、暴力及び虐待を防止し、これらと闘い、事案報告を奨励するための方策と、障害のある女性と少女に対する暴力の不処罰を撤廃するための方策について説明してください。
2. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 障害のある人に対する暴力をヘイトクライムとして公式に認めるために講じられている措置と、障害のある人に対するヘイトスピーチ、いじめ及びネット上での虐待を防止し、調査し、制裁するためのイニシアティブ
   2. 家庭内性的暴力及び／又は近親相姦を含む搾取、暴力及び虐待の被害者である障害のある男女が、あらゆる市町村において同等な水準の、アクセシブルな苦情申立制度と身体的・心理的回復、リハビリテーション及び社会的インクルージョンのためのサービスへのアクセスを持つことを確保し、サービスセンター及びパーソナルアシスタンスへの物理的なアクセスに関するものを含む関連データを提供するためのイニシアティブ

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

1. 以下に関して、さらに多くの情報を提供してください。
   1. すべての法令、特に患者権利法（Patients’ Rights Act）、優生保護法（Sterilization Act）及び中絶を規制する法令を、条約第12条と一致させ、心理社会的障害又は知的障害のある人を、強制的な避妊、不妊手術、薬物使用及び去勢から保護するための法的措置及びその他の措置
   2. 障害のある女性及び少女並びにインターセックスの人の強制不妊手術と、障害のある少年及び男性の去勢を、事情を知らされた上での当事者の自由な同意を得ずに行うことを禁止するために講じられている措置、また、法的能力が欠けているとみなされた人が関与したそのような事案に関する資料。障害のある女性及び少女並びにインターセックスの人の強制不妊手術、また、障害のある少年及び男性の去勢を、障害のある当事者の同意を得ずに実施することに対して、第三者から同意を得るための手続を示してください。
   3. 本人の同意を得ていない去勢及び不妊手術を含む医学的処置の対象とされてきた障害のある人として認められたインターセックスの人が利用可能な支援、リハビリテーション及び法的救済策

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

1. 障害のある移民、亡命希望者及び難民の統合を目的とした、政策、計画及び手話言語を含むアクセシブルな言語講座についての情報を提供してください。

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 一般的意見第5号（2017年）を踏まえ、現在施設で生活している障害のある高齢者を含む、すべての子どもと成人の脱施設化を確保するために講じられている措置
   2. 老人ホーム、高齢者活性化センター（stimulation centers）、グループホーム及び居住型施設に入所している高齢者の施設収容と強制的な医療及び薬物依存リハビリテーションを終わらせるために講じられた立法措置
   3. 障害のある人、特に知的障害のある人の、グループホームへの入所を防止するとともに、どこで、どのように、誰と生活するかを選択する権利を保障することを目的とした、個別化された住宅の設立のために利用可能な公的資金及び民間資金
   4. 住宅・支援サービス国家戦略（National Strategy for Housing and Support Services）（2014～2020）の現状と、この枠組みの中で、市町村に権限を付与し、地域に根ざした自立生活サービス、個別化された質の高いパーソナルアシスタンス、手話言語通訳を含むアクセシブルな情報の提供を確保するためにとられている行動。この戦略の実施における障害者団体の関与についても、情報を提供してください。
   5. 知的障害者の基本的権利に関する公的委員会の所見と、その結果講じられた方策

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

1. 障害のある人、特に視覚機能障害のある人、ろう及び盲ろうの人による、特に手話言語、点字、聴覚・触覚情報、読みやすい版、ピクトグラム、補助的及び代替的な意思疎通ガイド通訳者を通じた、公共のイベント、国営放送及びインターネットを含む公的な情報への完全なアクセスを確保するための政策と計画に関する詳細な情報を提供してください。

家庭及び家族の尊重（第23条）

1. 以下に関する最新の情報を提供してください。
   1. 知的障害のある親とのやりとりと、子どもの権利に関連したサービスへの意識向上に向けて、児童福祉サービス機関の専門知識を増強するために講じられている、市町村レベルにおけるものを含む措置
   2. 年齢を問わず、子どもが障害に基づいて父母から分離されることを防止するために講じられている方策
   3. 上記の過程における、障害のある子ども及び彼らを代表する団体との有意義な協議

教育（第24条）

1. 以下に関する最新の情報を提供してください。
   1. 一般的な教育制度における障害のある子ども及び障害のある人のインクルージョンに向けて、教師、専門家及び補助スタッフが必要な資格、適格性及び教育能力を備えていることを確保し、障害の有無にかかわらず、子ども及び子どもを持つ親の意識向上を図るために講じられている方策
   2. 一般的な教育機関において、障害のある生徒に合理的配慮を提供するための国及び地域のイニシアティブ
   3. 通常学校において、ろう、盲ろう又は難聴を含む障害のある人及び障害のある子どもに適した学習環境を提供するために講じられている方策

健康（第25条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 第25条（特に第25条dの自由意思による同意）に関する解釈宣言の撤回に向けて、締約国によって講じられている措置
   2. 医療制度における障害のある人の権利、特に性及び生殖に係る健康並びに権利に関する、点字、手話言語、読みやすい版及び代替的／補助的な意思疎通によるものを含む、アクセシブルな情報の利用可能性
   3. 医療従事者を対象とした障害のある人の権利に関する研修と、そのような研修の影響を評価するために講じられている方策
   4. 障害のある人、特に地域社会で自立した生活をしている障害のある人が、達成可能な最高水準の医療サービス及び製品へのアクセスを常に保障されることを確保するために講じられている方策

ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション（第26条）

1. 以下に関する情報を提供してください。
   1. 障害のある人のハビリテーション及びリハビリテーションへの完全なアクセスを確保するに当たり、市町村の調整部門による活動に適用可能な基準とその実績
   2. 期限の設定及び違反に対する制裁措置の適用を基礎とした個別ハビリテーション及びリハビリテーション計画への、障害のある人のアクセスを保障するために講じられている方策
   3. 障害のある親族に長期にわたり支援と保護を提供してきた家族に対する障害関係者差別を克服し、そのような家族の開かれた労働市場への復帰を促進するために講じられている方策

労働及び雇用（第27条）

1. 以下に関する最新の情報を提供してください。
   1. 労働及び雇用の場における障害のある人に対する差別を防止し、制裁措置をとるために講じられている方策
   2. 開かれた労働市場で働いている障害のある人、特に心理社会的障害や知的障害のある人の低い割合を大幅に高め、保護された職場から開かれた労働市場への移行を可能にするための、障害者雇用戦略（Jobs Strategy for Persons with Disabilities）（2012～2014）並びに労働及び精神保健に関するフォローアップ計画（follow-up plan for work and mental health）（2013～2016）に続くイニシアティブ
   3. 有給雇用又は自己雇用の障害のある人に関する、性別、年齢、種族、機能障害の種類、社会経済的地位及び居住地によって分類された資料の収集を改善するための取り組み

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

1. 締約国において平均的な所得を得ている障害のない人と比較した、相対量及び絶対量で表された、以下の人々の期待生涯所得に関する情報を提供してください。
   1. 18歳から62歳まで障害給付（uføre）を受給していた、副収入のない障害のある人
   2. 過去5年間にわたり年間平均所得70万ノルウェークローネを得た後、45歳から障害給付（uføre）を受給した人

政治的及び公的活動への参加（第29条）

1. 障害のあるすべての人にとって完全にアクセシブルな投票手続を確保するために予定されている、アクセシブルな投票所及び政治情報資料の提供によるものを含む方策に関する情報を提供してください
2. 締約国のあらゆるレベルにおける政治的及び公的な意思決定を行う立場に、障害のある人、特に女性が効果的に代表者を送ることを保障する取り組みについて、最新の情報を提供してください。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

1. 以下のために講じられている方策について、詳細を提供してください。
   1. 障害のある人の文化的生活、レクリエーション活動及びスポーツ活動、テレビ及び映画への参加を妨げる社会文化的／環境的障壁の撤廃
   2. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の批准。また、これに関連したスケジュールを提示してください。
2. 特定の義務（第31条～第33条）

統計及び資料の収集（第31条）

1. 条約の実施に向けた公共政策の影響を評価するための、ワシントングループによる障害に関する短縮質問セットを指針とした、障害のある人に関する統計、指標及びベンチマークについて、情報を提供してください。
2. 質の高いデータに基づき、平等を促進し、障害のある人に対する差別と闘う、ターゲットを絞った効果的な政策を開発するために設置された仕組みについて、委員会に情報を提供してください。

国際協力（第32条）

1. 以下に関する情報を委員会に提供してください。
   1. 持続可能な開発のための2030アジェンダを含む国際協力イニシアティブの企画及び実施への障害のある人の関与を確保するために講じられている方策
   2. すべての開発政策及び計画において障害の視点を主流化するために講じられている方策

国内における実施及び監視（第33条）

1. 以下に関する情報を委員会に提供してください。
   1. 国、県及び市町村事業体の間で条約の実施を調整するために講じられている方策
   2. 条約の実施、監視及び報告における障害のある人を代表する団体の有意義な参加を保障するための、財源の配分を含むイニシアティブ
   3. 条約第33条（2）に関連した、条約の実施に関する報告を含む国内人権機関の役割と、障害のある人を代表する団体との協力

1. 第10会期（2018年9月24日－27日）事前作業部会にて採択 [↑](#footnote-ref-1)